

奈良県告示第五百六十九号

昭和四十六年十二月奈良県告示第四百六十八号（特定工場等において発生する騒音の規制基準）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

第二号の(三)中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。